

# 大阪府立豊中高等学校 生徒心得(校則)

高校生活は、公民としての活動を高く正しい規範の上に立たせるための基礎培養の生活である。常に規律正しい生活を重んじ、生徒としての品位を保ち切磋琢磨の気運を育成しよき環境を築きあげ学校における共同社会生活を有意義なものとしたい。この目的達成の意味で次に掲げる諸心得を守るよう心掛けていきたい。

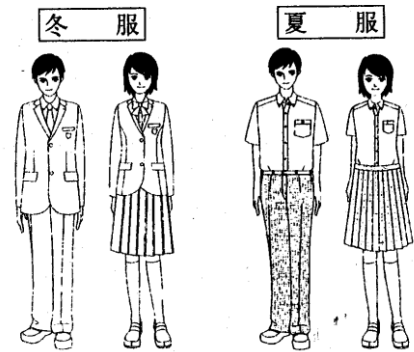
## (1) 服装について

1. 服装は常に制服を着用し、端正・質素・清潔を心がけるものとする。
2. 登下校の際は靴を使用すること。
3. 頭髪は高校生として品位を失わないよう清潔に整える。
4. 防寒具は許可するが、教室内では必ず脱ぐこと。
5. 制服は下記のように指定する。

- ・ブレザー
- ・シャツ
- ・ズボン、スカート
- ・ネクタイ、リボン（年間を通じて学校からの着用の指示が無いときは、着用自由）
- ・オプションとしてベスト、カーディガン、セーター

（購入は自由、しかし学校指定以外のものは認めない）

6. 指定された制服であれば、1年を通して自由に組み合わせてよいものとする。



## (2) 携帯電話の使用規定について

下記の時間帯に限り使用を認める。それ以外の時間帯の使用については一定期間預り指導する。

- ・第1限目開始までの時間
- ・昼休み時間
- ・放課後

## (3) 遅刻指導について

本校には『授業を大切にできる意識を持たせる』という教育目標があり、その具体策のひとつとして遅刻指導や授業態度の指導に力を入れていく。その具体的な方法として下記のように遅刻指導を行う。

### ① 遅刻累計指導

1年を2期（Ⅰ期：年度初めから2学期中間考査前日まで、Ⅱ期：2学期中間考査初日から学年末考査最終日まで）に分け、それぞれの期に遅刻をした累計回数に応じて指導する。

- ・第1段階：遅刻5回（担任より保護者連絡。早朝登校3日）
- ・第2段階：遅刻10回（保護者文書連絡。早朝登校5日）
- ・第3段階：遅刻15回（保護者同伴生活指導部長注意。早朝登校7日）
- ・第4段階：遅刻20回（校長訓告）

※第4段階で改善がみられない者に対しては別途審議し、指導を行う。

※遅刻の累計回数を増加させないため、年間を通じて担任・学年担当者中心に日常的な指導を行う。

※単に回数が増えたので次の段階の指導に移行するということではない。あくまで綿密な日常的な指導を行い、前回の指導に従えていない場合に、次の段階の指導を行う。

#### ②遅刻2週間指導（2週間毎でカウント）

この指導は、遅刻の拡大・常習化を防ぐのを目的として日常的に実施する。

第1週・第2週

第2週・第3週

第3週・第4週 … …

・2週間毎の遅刻回数合計が2回以上となった者を対象に放課後指導を行なう。

指導された者は、その遅刻回数に関係なく、次回2週間の前週の遅刻を1回とする。

#### (4)自転車通学について《自転車通学許可願を提出》

本校においては自転車置き場の都合上、自転車許可については次のように定める。

『自宅から本校まで直線距離で1.5 km以上であり、電車・バス等の交通機関を利用しない者』

※自宅から本校まで直線距離で1.5 km以上について、以下の方法で学校から自宅までの距離を、インターネットで「みんなの便利帳」を利用して測定する。

#### (5)その他の主なルール

- 1 登下校時は交通規則をよく守り、乗物の乗降は順序よく他人の迷惑にならぬよう、言動に注意すること。
- 2 校舎内では上履を使用すること。なお、上履は指定されたものを使用すること。
- 3 建物器物等公有物は特に大切に扱い、破損したときは直ちに届出ること。これは相当の弁償をすることを基本とする。
- 4 運転免許証（原付・二輪・普通免許等）の取得は原則として禁止。やむを得ない事情で取得した者は規定の届を、組担任を経て生活指導部へ提出する。
- 5 登校後放課後までは無断で校外に出てはならない。必要の場合は組担任に届け出て許可を受けること。

#### 問題行動等に対する指導

生徒の問題行動（喫煙、飲酒、窃盗、いじめ、暴力行為、考査における不正行為等）が発生した場合、教育上必要があると認めるときは、学校教育法、学校教育法施行規則に基づいて、懲戒（退学、停学、訓告等）を課すこととする。